



サイバー事案統一窓口の運用開始



警察庁ウェブサイトにおいて、都道府県警察に対するサイバー事案に関する通報等の統一窓口を設置し、令和6年3月29日から運用を開始しました。

通報方法

① サイトにアクセス



<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

※ 緊急を要するものは110番してください。

② よくある相談事例と対応方法をチェック



「よくある相談事例とその対処方法」を紹介しています。
通報・相談をする前に解決できる場合があるかもしれません。

③ 通報等を選択



「通報」…サイバー事案に関する通報（※被害に遭った具体的事実がある場合）
「相談」…サイバー事案に関するアドバイス
「情報提供」…サイバー事案に関する情報提供

④ 氏名等を入力



申請・届出ページにアクセスするワンタイムURLを発行するための「氏名又は名称（必須）」、「メールアドレス（必須）」を入力してください。

⑤ ワンタイムURLをクリック



ワンタイムURLがメールで送信されます。当該メールに記載されたURLをクリックしてください。

⑥ 本文を記載し送信

「都道府県警察」、「警察署等」の欄から該当するものを選択し、通報等の内容を記載した上で送信してください。



サイバーセキュリティに関する相談窓口（公的機関）

- 情報セキュリティ安心相談窓口（IPA） TEL:03-5978-7509
- J-CRAT/標的型サイバー攻撃特別相談窓口(IPA)
mail:tokusou@ipa.go.jp
- 消費者ホットライン「188」（消費者庁） TEL:188